



土浦税務署からのお知らせ

○確定申告会場が、ショッピングセンター「さんあびお」から以下の場所に変更となります。

期間	申告会場	対象者
2月15日(日)まで	土浦税務署庁舎 3号館 第2会議室	還付申告の人
2月16日(日)～3月15日(日)	土浦市真鍋 1丁目11-12 延増第一ビル 5階・6階	全員

※2月16日(日)～3月15日(日)は、土浦税務署庁舎では申告相談ができません。

※贈与税の申告相談は2月1日(日)からです。

※e-Tax・スマホ申告をぜひご利用ください。

○インボイス制度と補助金の説明会を開催します

日時：11月21日(日)～25日(金)

(祝日を除く)

※事前予約制。詳しくはこちらから▶



場所：関東信越国税局管内(茨城・栃木・群馬・埼玉・新潟・長野県)の税務署

土浦税務署個人課税第一部門

TEL 029-822-3516

ひまわりの館講座

リンパストレッチ

▶身体のむくみや冷えの改善を目指しましょう。

日時：12月16日・23日・1月6日・13日・20日・27日(金・全6回)

午前10時30分～11時30分

講師：鴻田良枝氏 定員：20人

場所：ふれあいの里石岡ひまわりの館

申込方法：11月15日(日)～30日(日)(月曜休館)

に直接・電話で申し込み(定員超過時は抽選)

ふれあいの里石岡ひまわりの館 TEL 35-1126

住民税非課税世帯等に

5万円の緊急支援給付金

①住民税非課税世帯

対象：全員が令和4年度住民税非課税の世帯(ただし、全員が住民税課税者に扶養されている場合を除く)

申請方法：

世帯全員が令和4年1月1日以前から現住所に在住の場合…給付内容や確認事項の書かれた確認書が届きますので、内容を確認し、返信してください。

世帯の中に令和4年1月2日以降に転入した人がいる場合…申請が必要です。

②家計急変世帯

対象：予期せず家計が急変したことで収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯

申請方法：申請が必要です。

申請期限：1月31日(日)

社会福祉課 TEL 23-7746 (コールセンター)

勤労青少年ホーム講座

①包丁研ぎ講座

日時：12月15日(日)午前10時～11時

講師：小滝昭五氏 定員：10人

場所：勤労青少年ホーム・1階料理講習室

持ち物：包丁・砥石

申込方法：11月30日(日)までに窓口に直接申し込み(定員超過時は抽選)

②Xmas フラワーアレンジメント教室

日時：12月21日(日)午前10時～11時

参加費：1,000円

講師：木村一裕氏(木村生花店) 定員：16人

場所：勤労青少年ホーム・2階集会室

持ち物：花切りばさみ

申込方法：12月4日(日)までに窓口に直接申し込み(定員超過時は抽選)

①②共通事項 対象：市内在住・在勤者

勤労青少年ホーム TEL 24-0322